

公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センター地域班組織規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の運営を円滑に行うため地域ごとに地域班を設けることを目的とする。

(班の編成)

第2条 地域班は、地理的事情及び会員数を考慮して定めた地域単位に編成するものとする。

(地域班の目的)

第3条 地域班は、センターの定款に定められた地域単位に編成するものとする。

(地域班組織及び任用)

第4条 地域班には、次の各号に掲げる者を置き、選出方法は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 地区長 理事を充てるものとする。
- (2) 班長 班会議において、班員の互選によるものとする。
- 2 班長は、各班最低1名とし、班員の数及び地理的条件等を勘案しその数を増やすことができる。
- 3 班長の任期は、各班によって定める。

(班長の職務)

第5条 班長は、センター事務局及び地区長と密接な連携を保ちながら、次のことを行う。

- (1) センターからの連絡事項の会員への伝達及び文章、会報等の配布
- (2) センターからの啓蒙及び高齢者の就業に関する普及啓蒙のための協力
- (3) 会員の就業に関する情報の把握及び就業機会拡大のための協力
- (4) その他必要な事項

(会議の方法)

第6条 班会議は、必要により開催し、業務の円滑な運営と会員相互の親睦を深めることに努めるものとする。

- 2 班長会議は、必要により随時開催するものとする。

(報酬の支給方法及び支給額)

第7条 報酬は、班長がセンター業務に従事した際に、その態様に応じて支給するものとする。

- 2 報酬の額は、別表により予算の範囲において、「謝金」で支給するものとする。

附 則

この規程は、昭和62年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別 表

第7条第2項の額は、下記のとおりとする。

センター業務に従事した場合、年額6,000円とする。

なお、任期途中で辞任した場合は、月額500円とし、従事期間分について支給する。